

8 子どもの医療費助成制度の創設について

(神奈川県)

子どもの医療費助成制度は、子どもの健全な育成支援、保健対策の充実、保護者の経済負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、全市区町村において実施され、全ての都道府県が財政支援をしており、子どもが安心して医療を受診できるよう大きな役割を果たしている。

子どもの医療費助成制度は、子育てする上で重要な役割を担っているものの、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象児童の年齢や一部負担金の額、所得制限の有無など、自治体の財政力等により制度が異なっている。

国においては、子どもが自立した個人として、ひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し、子どもに関する施策の充実・強化を図っているところである。

また、岸田総理大臣が、先送りできない問題への挑戦を続けるとし、「次元の異なる少子化対策」を掲げ、3月末には、小倉こども政策担当大臣が、こども・子育て政策の強化についての試案を公表した。加えて、6月の骨太の方針 2023 までに、将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示することを明言している。

こうしたことから、未来を担う子どもを安心して「生む」「育てる」「守る」ことができる社会の実現を目指し、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療を受けられる子どもの医療費助成制度の創設をこの機に行うことが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

国、都道府県、市区町村が一体となって子どもへの支援ができるよう、国の責任において窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。

また、地方自治体が独自に実施する、子どもの医療費の窓口負担軽減に対して、現在国が講じている、国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、直ちに全廃すること。